

特別養護老人ホーム 鳥還荘  
「指定短期入所生活介護（ショートステイ）」  
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(広島県指定 第3474300096号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◇◆

1. 事業所	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 苦情の受付について	6
6. 事故発生時の対応	7

1. 事業所

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 沼隈福祉会         |
| (2) 法人所在地 | 広島県福山市沼隈町大字中山南265番地2 |
| (3) 電話番号  | 084-988-1688         |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 河野 克至            |
| (5) 設立年月  | 昭和61年2月12日           |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所 ・ 平成12年1月27日指定  
広島県指定 第3474300096号  
※ 当事業所は特別養護老人ホーム鳥還荘に併設されています。

- (2) 事業所の目的 社会福祉法人沼隈福祉会が開催する鳥還荘短期入所生活介護事業所が行う指定短期入所生活介護の事業は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(3) 事業所の名称 鳥還荘短期入所生活介護事業所

(4) 事業所の所在地 広島県福山市沼隈町大字中山南265番地2

(5) 電話番号 084-988-1688

(6) 事業所長(管理者)氏名 施設長 井上 清美

(7) 当事業所の運営方針

事業所の短期入所生活介護従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(8) 開設年月 平成12年4月1日

営業日	年中無休
受付時間	8:30 ~ 18:00

(9) 利用定員 15人

(10) 居室等の概要

当事業所で利用される居室は、4人部屋と1人部屋があります。また、ご利用期間中にご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。(特養と兼務)

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職員数	備考
1. 施設長(管理者)	1名	
2. 介護職員	20名以上	
3. 生活相談員	1名以上	介護支援専門員と兼務
4. 介護支援専門員	1名以上	生活相談員と兼務
5. 看護職員(内1名は機能訓練指導員を兼務)	3名以上	
6. 医師	1名以上	嘱託医
7. 管理栄養士	1名以上	
8. その他	2名以上	事務員・調理員他

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤務体制
1. 内科医師（嘱託医） 2. 歯科医師	診療：毎週水・木曜日 10：00～12：00 診療：随時
3. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出 7：30～16：30 2名 中出 8：00～17：00 1名 日勤 9：15～18：15 6名 夜勤 16：00～10：00 3名
4. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出 8：30～17：30 1名 日勤 9：15～18：15 2名
5. その他	標準的な時間帯における最低配置人員 早出 8：30～17：30 数名 日勤 9：15～18：15 数名 その他

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護保険の給付の対象となるサービス</li> <li>(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス</li> </ul> |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 入浴

- ・入浴は週2回以上行います。（入浴が出来ない場合シャワー浴又は清拭を行います。）
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴をすることができます。

② 排泄

- ・排泄の自立を促すため、できる限り離床に配慮します。

③ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金〉（契約書第7条参照）

（令和6年4月1日改正）

要介護度・利用居室に応じたサービス利用料金の内、介護保険給付費額（補足給付額）を除いた金額（自己負担額）をお支払下さい。

（単位／日）

	1. サービス利用料金	2. サービスのうち、介護保険から給付される金額	3. 自己負担額（1-2） 1割負担	3. 自己負担額（1-2） 2割負担	3. 自己負担額（1-2） 3割負担
要介護1	6,030円	5,427円	603円	1,206円	1,809円
要介護2	6,720円	6,048円	672円	1,344円	2,016円
要介護3	7,450円	6,705円	745円	1,490円	2,235円
要介護4	8,150円	7,335円	815円	1,630円	2,445円
要介護5	8,840円	7,956円	884円	1,768円	2,652円

- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻しされます。（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ☆ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）として一日あたり180円、この内介護保険からの給付は162円、自己負担額として18円をいただきます。（2割負担の場合は、自己負担額は36円となります）
- ☆ 事業所の送迎をご利用になる場合、送迎料が必要となります。送迎料は片道1,840円、この内介護保険からの給付は、1,656円、自己負担は片道184円となります。
- ☆ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）として、一日あたり所定単位数に1000分の113に相当する単位数をいただきます。
- ☆ 送迎の距離が片道10kmを超える場合は、1kmごとに別途30円必要となります。
- ☆ 介護保険からの給付を受けないでサービスを利用する場合は、要介護度に応じたサービス利用料金をいただきます。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

- ① **食費** ご契約者に提供する食費にかかる費用です。(令和6年8月1日改正)  
(単位/日)

段 階	食 費
第1段階 (生活保護受給者)	300円
第2段階 (年金80万円以下の者)	390円
第3段階① (年金収入等80万円超120万円以下)	650円
第3段階② (年金収入等120万円超)	1,360円
第4段階 上記以外	1,600円

- ・当事業所では、管理栄養士の献立により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食事を摂って頂く事を原則としています。
- ・食事時間 朝食：8：00～ 昼食：12：00～ 夕食：17：00～

- ② **居住費** ご契約者に提供する居住に関する費用です。(令和6年8月1日段階改正)  
(単位/日)

	第1段階 生活保護受給者	第2段階 80万円以下の者	第3段階①・② 80万円超120万円以下 ・120万円超の者	第4段階 左記以外の方
多床室	0円	430円	430円	915円
従来型個室	380円	480円	880円	1,231円

③ **理 髪**

月2回、理容師の出張による理髪サービス(調髪・顔剃)をご利用いただけます。  
利用料金：1回あたり 2,500円

④ **レクリエーション、クラブ活動**

ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただく事が出来ます。  
利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤ **電気製品**

テレビ・電気毛布等使用料として、1点につき1日20円、1か月500円を負担いただきます。

⑥ **複写物の交付**

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。(1枚につき10円)

⑦ **日常生活上必要となる諸費用実費**

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただく事が適当であるものにかかる費用を負担いただきます。おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をと変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) **利用料金のお支払方法(契約書第7条参照)**

前記(1)、(2)の料金・費用は、毎月10日頃請求書を発行しますので最寄りの金融機関で

お払い込み下さい。(できるだけ自動引落としをご利用ください。)

#### (4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第8条参照)

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提供して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

### 5. 苦情の受付について (契約書第21条参照)

#### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

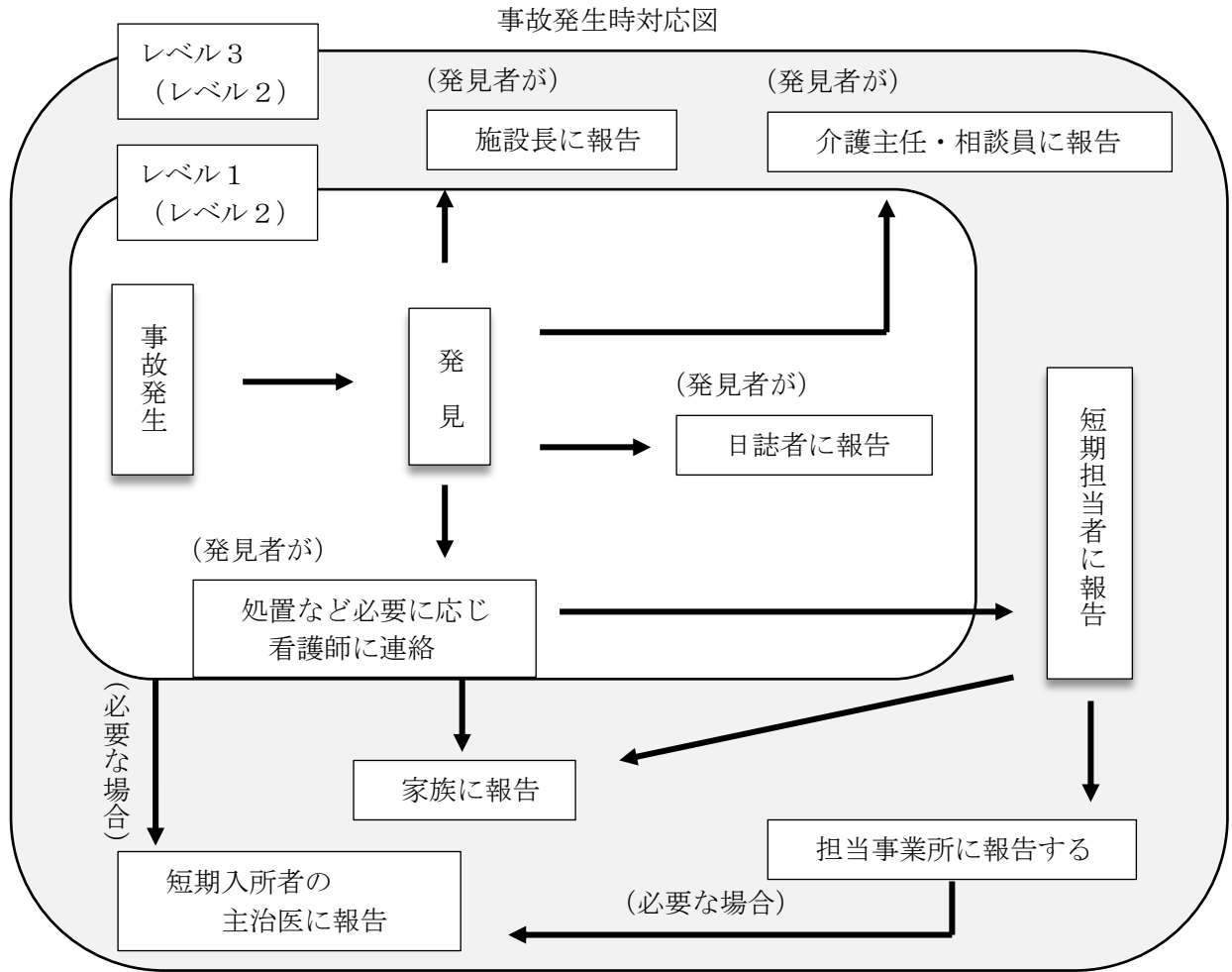
- 苦情受付窓口 (担当者)  
【職名】 本部長 廣川  
【電話】 084-988-1688
- 受付時間 毎日  
10:00~17:00

また、苦情受付ボックスを事務所前に設置しています。

#### (2) 行政機関その他の苦情受付機関

- 福山市介護保険課 084-928-1166
- 尾道市高齢者福祉課係 0848-38-9137
- 広島県国民健康保険団体連合会 082-554-0783  
介護保険課 (苦情処理)

6. 事故発生時の対応



令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護事業所名  
説明者職名

鳥還荘短期入所生活介護事業所  
氏名 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所  
TEL ( ) -

氏名 印

身元引受人 (立会人) 住所  
氏名 印  
続柄 ( )

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 平屋建て (一部地下1階)  
(2) 建物の延べ床面積 2. 260㎡

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

**生活相談員**・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。

**看護職員**・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護等も行います。2名の看護職員を配置しています。

**介護支援専門員**・・・1名の短期入所サービス担当の介護支援専門員が各職種と協議し、ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

### 3. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適切な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ 虐待防止について事業所は、契約者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。
  - 虐待防止に関する責任者を設定しています。
  - 成年後見制度の利用を支援します。
  - 研修等を通じて職員のご契約者に対する人権意識・知識の向上に努めます。
  - サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（ご契約者の家族等現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
  - 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できるように体制を整え、職員がご契約者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ⑥ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

#### 4. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

##### (1) 持ち込みの制限

入所に当たり、持ち込みが適当ではないと職員が判断する物については持ち込みをお断りする場合があります。

##### (2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 12 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状を復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○問う事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

##### (3) 喫煙

事業所内での喫煙はできません。

##### (4) サービス利用中の医療の提供について

ショートステイ利用者は、これ迄の病歴や経歴など情報が少なく判断が難しいので、本人の従来より掛られている主治医（かかりつけ医）の診察を受けるのが最良です。御面倒でもご家族の方で送迎も含めて対応して下さい。

#### 5. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

#### 6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効起期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第 16 条参照）

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①ご契約者が死亡した場合</li><li>②要介護認定によりご契約者の心身の状態が磁路つと判定された場合</li><li>③事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合</li><li>④施設の過失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li><li>⑤当事業所が介護保険に指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li><li>⑥ご契約者からの解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）</li></ul> |
|--|

**(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出 (契約書第 17 条、第 18 条)**

契約の有効期間であってもご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 3 日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意が出来ない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画 (ケアプラン)」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由もなく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業所もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけるおそれのある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

**(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 19 条)**

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた警告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

**(3) 契約の終了に伴う援助 (契約書第 16 条参照)**

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。